

公 示

関税法第69条第1項の規定に基づき、「関税法第69条第1項の規定に基づく
仙台塩釜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する公示」(平成30
年3月塩掲示第2号)の一部を改正し、令和8年4月1日から適用することとし
たので公示します。

令和8年3月18日

仙台塩釜税関支署長 柿崎 純

記

仙台塩釜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 仙台塩釜税関支署、仙台塩釜税関支署石巻出張所及び仙台塩釜税関支署気
仙沼出張所構内
- 2 保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）
- 3 東松島市矢本字板取85所在の航空自衛隊松島基地内（携帯品等旅具通関貨
物に限る。）
- 4 東北ドック鉄工(株)A～C岸壁、東棧橋、第1ドック、第2ドック、第3船台及
び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 5 中野埠頭1号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物
に限る。）

- 6 高松埠頭 2 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 7 大手埠頭 1 号， 2 号， 3 号， 4 号， 5 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 8 中島埠頭 1 号， 2 号， 3 号， 4 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 9 雲雀野中央埠頭 1 号， 2 号岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 0 石巻漁港東側出漁準備岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 1 石巻漁港魚市場水揚岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 2 気仙沼魚市場岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 1 3 朝日埠頭岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）